

# 埼玉県報



埼玉県発行

## 目次

### 規則

○職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則  
(任用審査課)

## 規則

職員は、勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 香川 實

### 埼玉県人事委員会規則一三―三六

職員は、勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

を次のように改正する。

第三条第二項及び第三項中「半日勤務時間」を「四時間の勤務時間」に改める。

第七条中「掲げる日数」を「定める日数」に改め、同条第二号中「百六十時間」を「百五十五時間」に、「四十時間」を「三十八時間四十五分」に、「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

第七条の三第一項中「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、同条

第四項中「掲げる日数」を「定める日数」に改める。

第九条第三項を削り、同条第四項第二号中「八時間」を「七時間四十五分」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「掲げる時間数」を「定める時間数」に改め、同項第一号中「八時間」を「七時間四十五分」に改め、同項第二号イ中「四時間」を「三時間五十五分」に改め、同号ロ中「五時間」を「四時間五十五分」に改め、同号ハ中「八時間」を「七時間四十五分」に改め、同項第三号中「一時間」を「一分」に改め、同項第四号中「八時間」を「七時間四十五分」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第十一条第一項中「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、同項第一号の四中「百十二時間」を「百八時間三十分」に、「四十時間」を「三十八時間四十五分」に、「八時間」を「七時間四十五分」に改め、同項第七号中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に、「八時間」を「七時間四十五分」に改め、同項第十二号中「委員会の」を「委員会」とに改め、同項第十六号中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に、「八時間」を「七時間四十五分」に改め、同条第三項中「掲げる時間数」を「定める時間数」に改め、同項第一号中「八時間」を「七時間四十五分」に改め、同項第二号中「八時間」を「七時間四十五分」に、「一時間」を「一分」に改め、同項第三号中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

第十二条第五項及び第十九条中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

### 附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

|      |  |
|------|--|
| 発行日  | 毎週<br>火曜日・金曜日  |
| 購読料金 | 一年四万三千四百円<br>(郵便料金を含む)   |
| 発行者  | 埼玉県<br>さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇<br>四八―八二四―二二二一(代表)                     |
| 印刷所  | 株式会社<br>関東図書<br>さいたま市南区別所三―一―一〇<br>四八―八六―二二九〇(代表)                |
| URL  | http://www.pref.saitama.lg.jp/A01<br>/BA00/kenpouhome/fr_top.htm |